

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-9(397)	板橋四ツ又駐車場の今後の在り方について	<p>板橋四ツ又駐車場は、その車室の大部分が定期制利用に供されており、さらにその約半分が車庫として使用されている。</p> <p>板橋四ツ又駐車場はこれまで漏水が多く発生している。これにより駐車場施設自体や利用者の車両等に悪影響を及ぼす懸念など施設のハード面での不安要素を抱え、漏水による車室の閉鎖に伴う漏水対応コストや、漏水による老朽化のコスト増加も懸念される。</p> <p>建設局は、板橋四ツ又駐車場の利用実態や、近隣地域の駐車場需給状況に対して都が果たすべき役割を適切に分析・検証するとともに、常時漏水が発生している施設の状況を踏まえ、規模の縮小・廃止、PFI等を含め都営駐車場としてのあり方を都市整備局と協働して検討することとされた。</p>	<p>漏水対応や老朽化のコスト比較のために、関係部署等と調整し、調査を開始している。</p> <p>また、あり方について検討すべく、検討項目(板橋四ツ又駐車場を含む地域の駐車場状況、板橋四ツ又駐車場の必要性、改修内容、管理方法、PFI導入の可否)を整理し、それぞれの関連部署との調整を進めていく。</p> <p>今後も具体的に検討を進めるため、平成31年度末に結果をとりまとめる。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-10(401)	都営駐車場「中規模修繕経費枠」の見直しについて	<p>駐車場施設の経常的な維持管理に必要な「中規模修繕」については、指定管理者制度導入1期目(平成18~22年度)では最終的に都が負担していたが、2期目以降では「中規模修繕経費枠」(八重洲駐車場等5駐車場は各年度50,000千円、板橋四ツ又駐車場は各年度3,000千円)が設けられ、指定管理者が負担することとなった。しかしながら、この仕組みには、2つの問題が存在する。</p> <p>1つ目は、指定管理者募集時とその後の契約時の取扱いに不一致がある。すなわち、募集時には、「中規模修繕」と「駐車場営業に伴う修繕(駐車場営業に係る管理機器の改修やサイン表示の工事等)」を明確に区別し、後者については、中規模修繕経費枠と別の支出項目に計上し実施するとされている。</p> <p>それにもかかわらず、選定後は「駐車場営業に伴う修繕」については、「都の帰属とするものについては指定管理者・都の協議の上、中規模修繕として取り扱うことができる」と扱いが変わっている。実際、駐車場営業に伴う修繕(満空システム改修工事等)が中規模修繕として取り扱われている。</p> <p>2つ目は、原則は「中規模修繕経費枠」を超過した修繕実績部分は都が負担しないこととして、駐車場営業に伴う修繕は都と協議の上で中規模修繕として取り扱える仕組みとなっている。この仕組みの導入後、実際の中規模修繕経費は導入前の実績の8割程度となっており、施設維持のために必要な本来の意味での「中規模修繕」の実施より、自らの売上増加に直結するような駐車場営業に伴う修繕を優先して行うインセンティブがより強く働く仕組みとなっている。</p> <p>したがって、建設局は、「中規模修繕経費枠」について指定管理者募集時と選定後の取扱いを整合させるとともに、選定後は、駐車場施設の維持に必要な中規模修繕が確実に実施されるよう、設備維持の有効性等の観点から、都営駐車場「中規模修繕経費枠」の仕組みを見直されたい。</p>	<p>指定管理者の募集要綱と基本協定における「中規模修繕経費枠」の取扱いの差異については、指定管理者期間が5年であることから、平成33年度の新たな指定管理者の公募時に修正する。</p> <p>また、新たな指定管理期間が始まるまでの間も、年度毎の事業計画において指定管理者と協議し、施設維持のために必要な本来の意味での中規模修繕のみ「中規模修繕経費枠」で処理することで適正に運用していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-11 (405)	都営駐車場・商業施設間送迎サービスのコスト負担について	<p>土日祝日等は商業施設Aの駐車場への入庫待ちを原因として昭和通りに渋滞が発生するため、商業施設Aは駐車場待ち利用客の一部を都営八重洲駐車場等へ誘導し、都営八重洲駐車場・商業施設A間の送迎サービス等を実施し、渋滞緩和に努めている。このような状況において、土日祝日等の繁忙期は、指定管理者である道路整備保全公社自らがタクシー会社と契約し、都営駐車場・商業施設A間の送迎コストを負担しており、そのコスト負担額は年間3,000千円弱（当該サービスを開始した平成22年度からの累積は約18,000千円）にもなっている。</p> <p>都の「総合駐車対策マニュアル」による基本的な考え方として、「既存の駐車場を最大限活用するための有効活用策の実施」や「地域の協力体制を確立し、それぞれの役割分担の下で、駐車対策を実施することが重要」としているものの、行政と民間の役割分担を挙げ、ここで「駐車場の整備については、駐車需要を発生させる原因者が自ら整備することが原則であり、民間が担うべき役割」としている。</p> <p>渋滞の発生原因は商業施設Aにあることから、渋滞緩和対策コストは本来、商業施設Aが負担すべきである。現状は、指定管理者が商業施設Aの集客に貢献しているという見方もできる。したがって、指定管理者である道路整備保全公社は、公正性・公平性の観点から、適正なコスト負担について検討されたい。</p>	<p>平成29年4月から送迎サービスの見直し及び対策案の検討を開始し、送迎サービス廃止の方針を決定した。</p> <p>方針に基づき、平成29年7月から商業施設Aと送迎サービス廃止に向けた調整を開始し、平成30年3月末に送迎サービスを廃止した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-12 (408)	高架下駐車場の公募方法の見直しについて	<p>都道の高架下駐車場については従来、道路整備保全公社のみが占用許可を受けて運営を行ってきたが、占用許可基準の改定に伴い一定の条件を満たした民間事業者も占用許可を受けられるようになった。</p> <p>建設局では、平成22年度から民間事業者からの占用希望の機会と公平性を担保する新たな仕組みとして、都道高架下駐車場に関する占用許可情報を局ホームページに掲載し、公募により次期5年間の占用予定者の決定を行っている。</p> <p>しかし第1回の平成23年度、第2回の平成28年度、いずれにおいても応募者は同一の1社にとどまっている。応募者が1社にとどまっている一因として、地理的に離れた対象駐車場12場または9場を1グループとして、1社に対して占用許可を行う公募方法が挙げられる。</p> <p>高架下駐車場について、用途を限定しつつ幅広い事業者を参入させることで運用形態の多様化を図っていることから、建設局は、有効性・効率性の観点から、民間事業者への占用の公募について、対象駐車場のグルーピングを含む公募の方法の見直しをされたい。</p>	<p>都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置を許可している。</p> <p>この基本的考えに立脚し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場等の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を公社に留保しているが、これら以外の駐車場については、次期公募（平成33年度）に向けて、さらなる民間開放を検討する。</p> <p>民間事業者への公募方法については、民間開放の検討状況を踏まえた上で、民間事業者の意見も取り入れ、次期公募に向けて、地域によるグルーピングなど、より事業者が公募しやすい環境となるよう見直しを行う。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-13 (414)	高架下駐車場の民間開放について	<p>道路整備保全公社の高架下駐車場については、道路管理上に支障のない範囲で、道路法第32条に基づき道路占用許可を受けて運営している。</p> <p>また、高架下の占用の相手先を道路整備保全公社とする理由は、30分未満無料化や荷捌き駐車場といった公益性の高い施策を実施している点を挙げているが、これらは今後、民間での実施が期待される、若しくは既に民間でも実施しているものであり、民間を排除する理由には当たらない。</p> <p>さらに、公社が駐車場の運営を行うことで、その利益を広く都民に還元することができるとしているが、他の自治体で実施しているように占有者を公募することで、従来の占用料以上の金額を受領することが可能となり、その一部を必要な公益事業の実施に充てることで、より広く都民へ還元することが可能になる。</p> <p>建設局は、まずは現状の高架下駐車場の近隣の駐車場需給状況等からその適正配置を見直す必要がある。その後、必要だと判断した高架下駐車場については、改めて公社がその運営を行う意義を検討し、民間開放を検討されたい。</p>	<p>都道高架下の空間に係る道路占用許可に当たっては、道路占用の趣旨に則り、公園や防災倉庫等の公共的施設を優先し、次いで違法駐車対策を目的とした、駐車場の設置を許可している。</p> <p>この基本的考えに立脚し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場等の違法駐車対策への寄与度が高い施策を展開している駐車場は、許可を公社に留保しているが、これら以外の駐車場については、次期公募（平成33年度）に向けて、さらなる民間開放を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 公社とのヒアリングを実施し、荷捌き駐車場や30分未満無料駐車場の利用状況等の把握を行った。 ・平成30年度 維持管理上の問題等も踏まえ、民間参入に適した駐車場の有無について判断する。 ・平成31年度以降 民間参入に適した駐車場について、次期公募（平成33年度）に向けて、民間開放を検討する。 	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-14 (425)	不法係留船舶対策の見直しについて	<p>都では河川区域における不法係留船舶の削減に向け、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例を平成14年度に制定し、また、東京都船舶の係留保管適正化計画を平成14年度に策定（平成22年度改定）し、その後は係留保管施設の整備等により不法係留船舶数は徐々に減少しているが、平成27年度末現在、都内の河川区域においてまだ約400隻の不法係留船舶が存在することから、河川整備計画を踏まえつつ、中長期的に今後の不法係留船舶の削減数の数値目標を掲げ、この目標実現に向けた取組を行う必要性が認められる。</p> <p>また、建設局は、不法係留船舶の削減に向け係留保管施設を整備しているが、この施設は収容可能隻数に対し、実際の保管船舶の隻数は少なく推移していることから、不法係留船舶削減対策と係留保管施設の有効な利用を計画的に実施する必要性が認められる。</p> <p>しかも、津波等が発生した場合の二次災害に対するリスク対策として建設局が講じているのは、占用許可を受けている船舶は占有者自身で船舶を移動するよう指導し、建設局が所管する係留保管施設で保管している船舶は施設を管理する東京都公園協会に指導、注意喚起をしているに過ぎない。</p> <p>したがって、局は河川事業における不法係留船舶対策として、津波等緊急時に備えた観点からの指導・警告・強制執行など、今までにない取組に関する協議を、国や隣接する地方公共団体等と実施し、その結果を踏まえ、必要な対策を講じるとともに、中長期的な有効性・効率性の観点から、将来の不法係留船舶削減の数値目標を掲げ、その実現に向け、対策事業の計画を策定し実施されたい。</p>	<p>平成28年度以降、都内各河川における不法係留船舶の削減に努め、特に、堅川及び呑川において、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例に基づき、不法係留船舶の大幅な削減を実現した。</p> <p>今後も、東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例による不法係留船舶の削減を進めていくとともに、平成30年度末に東京都船舶の係留保管適正化計画を改訂する。</p> <p>また、津波等緊急時に備えた取組について、九都県市「レジリエント」不法係留対策連絡調整会議における適用事例の有無や対策についての協議を踏まえ、占有者への指導を進めていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-15 (428)	廃止した排水場の取扱いについて	<p>建設局は複数の廃止した排水場の土地及び建物を、昭和50年4月1日以降、特別区に無償貸付を行っているが、現在、未利用のまま区で管理されている。</p> <p>「特別区への事務事業移管に伴う公有財産（排水場）の処理について（昭和50年3月10日運用委員会決定）」によると、対象区への無償譲渡はあくまでも事務事業の移管を円滑に進めるための処理方針で、機能を停止した排水場敷地には適用されないと解釈されることから、建設局の立場からは有償譲渡を希望せざるを得ない。</p> <p>一方で、対象区は無償譲渡を希望しているため、建設局の立場と相反することとなり現在結論に至っていない。また、地下に存置されている構造物撤去に膨大な費用が掛かると想定されている点も、調整が難航する原因の一つである。</p> <p>これらの排水場については、平成24年行政監査にて、対象区及び財務局と調整し方針を定めるべきものとして指摘されているにもかかわらず依然として各区との調整が進んでいない。</p> <p>したがって、建設局は、少なくとも、いつまでに調整を終わらせるべきなのか、対象区と調整のうえ、譲与に向けたロードマップを策定し、方針を決定されたい。</p>	<p>平成29年度には、4件の排水機場の処理方針を決定するため、区の意向を確認し、都の関係部局と調整を図った。</p> <p>区が譲渡を希望しない六方排水機場については、更地化完了後、財務局へ引き継ぐ方針を決定した。今後は、引継に向けた手続を進めていく。</p> <p>区が譲渡を希望する本木・熊ノ木・前野排水機場については、平成29年度末に財務局から「有償による譲渡」と回答が示された。引き続き、対象区と調整を進め、譲渡に向けたロードマップを平成31年度までに策定していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-16 (429)	道路アセットマネジメントシステムの有効活用について	<p>道路アセットマネジメントシステムは、導入後10年が経過しており、年間運用保守委託費用に570万円を要している。しかしながら、全ての点検データが入力され活用されているのは「橋梁」のみであって、「トンネル」の点検データは完全に入力されておらず、また「街路灯」や「舗装」の点検データは平成29年度に入力予定はしているが、いまだ登録されていない。</p> <p>本システムに登録された道路施設情報は各建設事務所からも参照できるが、現在のところ参照が可能な建設事務所は全11建設事務所の中で第一建設事務所から第四建設事務所までの4建設事務所に限られている。</p> <p>建設局は、有効性の観点から、「街路灯」や「舗装」などについても、本システムへの点検データ登録に関する計画を策定した上で、予防保全管理に活用されたい。また、本システム導入の目的達成に向け、全ての建設事務所での本システムの活用に向けてその体制を整備されたい。</p>	<p>平成29年度内にトンネル等のデータ入力を完了させ、全ての建設事務所道路施設情報が参照可能となっている。</p> <p>今後、システムの活用状況を把握し利用の促進を図ることで、予防保全型管理に活用していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-3 (431)	橋梁台帳の整備徹底について	<p>橋梁は、道路法第28条及び道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳の一種として「橋梁の調査」を作成することが道路管理者に義務付けられているが、建設局では、この規則よりも詳細な情報を管理するため、「橋梁台帳」を整備している。</p> <p>この橋梁台帳は維持管理の履歴として変状調査、占用物件調査、塗装調査、交通量調査など詳細な情報が記載できる様式となっているが、北多摩北部建設事務所の橋梁台帳において、直近15年間の定期点検情報の記載が漏れている事案が検出された。</p> <p>これらの橋梁台帳は、将来の維持管理に有用な情報を記録するための重要な台帳であり、正確に記録する必要があることから、建設局は、記載に不備等が発生しないよう徹底したチェック体制を構築するなど、確実な橋梁台帳の整備体制を構築されたい。</p>	<p>橋梁台帳は定期点検後に更新を行うものである。橋梁台帳の整備を確実に実施するため、以下の対応を徹底し、今後、記載漏れや誤りがないようにする。</p> <p>1 受託者のチェック体制・チェック方法等作業計画書で確認するとともに、履行確認を確実にを行う。</p> <p>2 正確に台帳が記録されているかの確認を確実にを行う。</p> <p>なお、橋梁台帳の記載漏れについては、直近15年間の定期点検情報を平成28年12月までに見直し、橋梁台帳の修正を完了させた。</p> <p>また、平成29年4月に実施した橋梁維持の担当者会議において、監査指摘事項を説明し、再発防止の注意喚起を促した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-4 (432)	トンネル台帳における液状化情報の現況整理について	<p>第五建設事務所のトンネル台帳において、液状化の可能性がある又は不明であるにもかかわらず、耐震設計や液状化対策が講じられていない案件が3件検出された。この点、建設局の主張によれば、「近年新設されたトンネルや今後長寿命化対策を行うトンネルについては、ボーリング調査など地盤調査結果をもとに個別具体的に検討及び対策を行っているが、古い時代に建設された一部のトンネルでは、液状化対策及びボーリング調査を行っていない。しかしながら、国内ではこれまで液状化による大きなトンネル被害は生じておらず、また、関係法令や各種技術基準等における特段の規定もないこと等に鑑みると、早急な対策は必要ないと考えている」とのことである。</p> <p>しかしながら、個別具体的に軟弱地盤の検討・対策を行っているのであれば、当該対策の状況について適切にトンネル台帳に記録すべきであり、また、国内ではこれまで液状化による大きなトンネル被害は生じていないため対策は必要ないとしているが、近い将来、大規模な震災の発生が予想されている昨今においては、防災対策の観点からは不十分であることから、建設局は、液状化の可能性があるとされるトンネル台帳の現況を整理した上で、必要に応じて適切な対策を講じられたい。</p>	<p>区部の開削トンネルのうち液状化情報がない箇所について、平成30年度末までに液状化情報の収集を完了する。</p> <p>液状化情報はアセットマネジメントシステムで閲覧可能である。</p> <p>平成31年度以降、液状化対策が必要な場所については、工法等を検討したのち、適宜対策を進めていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-17 (434)	道路台帳の利便性拡大について	<p>現在、道路台帳は道路台帳支援システムを利用して電子化が進められているが、当該システムは建設事務所間でのネットワークは構築されていない。そのため、電子化された道路台帳を都民が閲覧できるのは、その建設事務所が管轄する区域のものだけであり、他の建設事務所の管轄区域については該当する建設事務所に行かなければならないため、公共サービスの利便性の観点から改善の必要性が認められる。</p> <p>建設局は、公共サービスの利便性の観点から、道路台帳支援システムが都民からどのような役割や利便性を期待されているか整理し改善を図りたい。</p>	<p>建設事務所の管轄境付近では、道路台帳の閲覧を希望する都民が、管轄でない建設事務所に来訪する場合がある。このため、管轄境付近の道路台帳平面図を道路台帳支援システム上で共有し、隣接する建設事務所間で相互に閲覧可能とすることで、利便性を向上する。</p> <p>平成29年度の道路台帳補正から、管轄境付近の道路台帳平面図データについて、システムへの取り込みを開始した。平成29年度末までに、11建設事務所の計約150箇所のうち約4割の箇所について完了し、それぞれの建設事務所において閲覧に供している。今後、平成30年度末までに約7割、概ね平成31年度末までに全箇所について完了させる。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
指摘	7-5 (437)	河川台帳の整備推進について	<p>河川法及び河川法施行令において、二級河川について河川管理者である都道府県知事が河川の台帳を調製し、これを保管することとされている。建設局では河川台帳として河川区域図を作成している。その作成要領において、河川区域図は河川管理を円滑に遂行するために必要且つ欠くことのできない最も重要なものであると位置づけられており、その整備は急務である。</p> <p>しかし、実際は、護岸整備が完了した区間から順次行い、作成期限も設けていないため、建設局は整備を完了した箇所は把握しているものの、整備率は把握していない。</p> <p>建設局は河川区域図作成に中長期的な期限や計画を策定するなどして、河川台帳について適時かつ適切な整備を図りたい。</p>	<p>平成29年度は、各所支庁に対してヒアリングを行い、現状及び河川区域図等の整備状況の把握に努めた。</p> <p>現在、河川区域図整備に向けた課題の整理を行っており、平成30年度末には「河川区域図作成要領」を改訂する。</p> <p>今後は、引き続き課題の整理を進め、関係部署と調整を行いながら、河川区域図整備に向けた方針を策定していく。</p>	改善中

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-18 (443)	移動式排水ポンプ車の最適配置について	<p>建設局では、有事に備え、山間部を管轄する西多摩建設事務所を除く10の建設事務所それぞれ1台ずつ移動式排水ポンプ車を保有しているが、有事の際に適時かつ適切に対応し得るよう、以下の点について保有目的に照らして明確にし、有効性の観点から対応方針を策定されたい。</p> <p>①移動式排水ポンプ車について、適切性から見た保有台数の方針 都内で10台保有することの適切性について、過不足がないか、根本的な方針を検討し決める必要がある。</p> <p>②適切な保管場所の方針 有事に備えるという点で全ての事務所で保有する意義はあるものの、想定される出勤場所に応じて最も適切な保有場所や保有台数の方針を検討する必要がある。</p> <p>③移動式排水ポンプ車を緊急時に運転できる体制の構築 中型免許を保有していないなどの理由により移動式排水ポンプ車を運転する職員がいない事務所も存在しており、また、免許を保有していても運転の訓練を実施しているのは一部の事務所に過ぎない。したがって、緊急時に移動式排水ポンプ車を確実に運転できるように、緊急時の出勤体制を検討した上で、職員に対する訓練を実施する必要がある。</p> <p>④全ての移動式排水ポンプ車が同一規格であることの適切性 各建設事務所に1台ずつ保有するのであれば、所管する地域の河川、道路の幅、想定される溢水の量、排水を行う場所など地域の特性に応じて、移動式排水ポンプの規格を変えることを検討する必要がある。</p>	<p>移動式排水ポンプ車の保有台数や保管場所、規格の適切性について、過去の浸水状況を踏まえ、事務所を含めた検討会を平成29年度に実施し、検証を行った。</p> <p>(①②④) 被害が大きい浸水実績等を基に検証した結果、事務所間の連携を図ることで、現状では現行の対応方針を継続していくこととした。引き続き、今後の気象状況の変化に応じて検証を行い適切な排水ポンプ車の配置に努める。</p> <p>(③) 安全運転技術の省得を目的として、警視庁交通安全教育センターで実施されている緊急自動車講習を平成29年3月に受講した。今後、緊急時に移動式排水ポンプ車を確実に運転できるように、警視庁主催の緊急自動車講習を定期的に受講する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-19 (448)	マイクロバスの効率的運用について	<p>建設局では、平成27年度末時点において、本庁と多摩部の4つの建設事務所計5台のマイクロバスを所有し、主に管内の現場視察(調査・研修等)に使用している。</p> <p>この5台のうち2台は、年間の稼働率が10%程度と低稼働である。この点、建設局は、多摩部の事務所間でマイクロバスの共有使用は複数事務所同日にマイクロバスが稼働する必要があるため難しいと主張するが、マイクロバスの稼働日が重複しないよう更なる調整をすれば共有使用は可能である。</p> <p>また、車中で現場担当者から図面・写真等を用いて説明を行う等により、短時間で効率的な現場視察を行うため、マイクロバスを所有する必要があると建設局は主張しているが、説明を現場(車外)で行うことが可能な場合、必ずしもマイクロバスで現場視察する必要はなく、普通車(ワンボックスカー等)で代替可能である。普通車を使用すればよりマイクロバスの共有使用を促進することが可能となる。</p> <p>したがって、建設局は、マイクロバスの効率的運用の観点から、マイクロバスの所有台数の見直しやその運用ルールを定められたい。</p>	<p>平成29年度内に、平成28年度におけるマイクロバスの年間稼働実績を調査し、コスト比較を行った上で、効率的運用の観点から、適正な稼働率及び運用ルールの設定についての検討を行った。</p> <p>平成30年度に検討結果として、効率的運用の判断基準となる稼働率及び運用ルールを定めた。</p> <p>運用ルールを踏まえ、平成31年度における稼働率20%未満の車両について、平成32年度に集約化や車両削減等の見直しを実施する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-20 (450)	特種用途車・マイクロバスを除く庁有車の最適配置について	<p>建設局では、平成27年度末時点において、本庁及び各事務所に合計325台の庁有車を配置している。</p> <p>このうち、マイクロバス5台、特種用途車（巡回車、ポンプ車及び除雪車）76台及び年度途中で取得した車両11台を除く普通車233台の稼働率は65.1%であった。言い換えれば、局全体として3分の1以上の普通車が不稼働状況であり、この中には稼働率が5割程度の事務所もあったが、平常時は維持費が発生することから、経済性・有効性の観点で疑問が生じる。</p> <p>建設局には庁有車の保有台数に関する一定のルールはあるものの、建設局全体の稼働率としてどの程度の稼働率が最適なのか明確ではないことから、庁有車に係るコストが全体として最適となっているか否かの客観的な判断ができない。</p> <p>したがって、建設局は、庁有車について、各事務所や工区ごとの最適配置数・稼働率及び融通方法などに関する明確なルールを設定した上で、有効性・効率性の観点から、同一事務所内の課を超えた融通をさらに促進することとされたい。</p>	<p>平成29年度内に、平成28年度における庁有車の年間稼働実績を調査し、コスト比較を行った上で、効率的運用の観点から、適正な稼働率及び運用ルールの設定についての検討を行った。</p> <p>平成30年度に検討結果として、効率的運用の判断基準となる稼働率及び運用ルールを定めた。</p> <p>運用ルールを踏まえ、一部車両について平成30年度に見直しを実施するほか、平成31年度における稼働率40%未満の車両について、平成32年度に集約化や車両削減等の見直しを実施する。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-21 (459)	有料施設の入場料に係る情報開示について	<p>有料施設の入場料は、建設局において受益者負担の考えにより、有料施設の人件費、減価償却費等のコストから一般開放公園で通常発生するコストを控除することにより、入園者に負担させるべきコストを見積もり、入園予定者数で除することにより算定している。</p> <p>入場料は東京都立公園条例及び東京都立公園条例施行規則で規定されているが、その算定方法や使用料原価算定調査は未公表である。</p> <p>しかしながら、有料公園の有料コストのうち受益者負担（入園料）以外については都民一般からの都税などで賄われていることから、説明責任の観点からは、その算定の考え方や方法を公表する必要性が認められる。</p> <p>したがって、建設局は、受益者負担の考えに基づいて、利用者が負担すべき原価と都税で負担すべき原価の分類を適切に行うとともに、情報公開の透明性を確保する観点から、有料施設の利用者及び都民一般に対して、有料施設の入場料の算定に係る情報をより積極的に開示することとされたい。</p>	<p>平成29年度に都民一般に対して、動物園・水族園の入場料の算定に係る情報を局ホームページに公開した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-22 (477)	都立公園内の売店・飲食店への民間事業者導入について	<p>都立公園内の売店・飲食店は公園協会が、また動物園内の売店・飲食店は動物園協会が、都の管理許可又は設置許可を受けて営業している。原則として、有料公園及び有料施設については、その指定管理者が、それ以外の公園については、公園協会が、管理許可を受けて運営するという方針であり、上野の再整備事業、東京都長期ビジョン等、都の方針に基づき、上野の飲食店、駒沢オリンピック公園の飲食店で民間事業者の活用が進められつつある。</p> <p>園内の売店等は公園との一体感や多様性を備えたものである方が好ましく、そういった特性を備えた公共的な売店・飲食店を展開することも考慮する必要がある。</p> <p>したがって、建設局は、公園等の利用者の利便性の観点から、設置の必要性・場所・規模、売店等の特性を含め園内の売店等のあり方について、公園の指定管理者及び利用者である都民の意見も広く取り入れる仕組みを構築されたい。</p>	<p>東京都公園審議会答申（平成29年5月）を踏まえ、都立公園内における民間事業者を活用した取組の実施に当たっては、事前に指定管理者と意見交換を行うとともに、毎年各公園で実施している利用者アンケート調査も参考にしながら、民間事業者活用の実施公園の選定、公園内の事業箇所、規模等に反映することとした。</p> <p>なお、平成30年度は本場公園で飲食店事業者の公募を実施した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-23 (485)	利用者ニーズへの的確な対応について	<p>指定管理者は公の施設の管理者として業務の効率化のみならず、公共サービスの向上も重要な目的の一つであることから、利用者ニーズへの的確な対応が重要である。</p> <p>しかしながら、指定管理者間において、民間事業者と監理団体の公共サービスの提供に対する取組姿勢に温度差が見受けられた。すなわち、指定管理者が民間事業者である青山葬儀所においては、きめ細やかなサービスの提供ができるよう利用者ニーズの取込や様々な業務の工夫を行っており、これまでの減少傾向であった利用者数を増加させるという成果を上げている。</p> <p>これに対して、指定管理者が監理団体である公の施設については、管理施設に提案箱等を設置して利用者からの声を入手しているものの、十分には利用者ニーズを汲み取り、それを適切に反映させる仕組みが構築されておらず、結果的に十分な対応が図られていない可能性が存在する。</p> <p>もちろん、寄せられた数多くの意見の全てについて完全な対応ができるものではないが、監理団体は施設利用者の利便性等の観点から、その寄せられた意見を貴重な情報として適切に集約・整理するとともに、利用者ニーズに応えるべき案件を一つずつ精査し、的確な対応を図るとともに積極的に利用者ニーズを取り込むよう体制を再構築されたい。</p>	<p>【公園協会】 窓口や電話等に寄せられた意見、要望等の利用者ニーズを職場ごとに精査し、今まで以上にお客様のニーズを踏まえたCS目標を策定するとともに、平成29年9月に開催されたCS推進委員会において進捗管理を行うなど、日々の業務への利用者ニーズの反映を進め、さらに、お客様から好評を得た効果的な取組については、CS推進委員会において取組を発表するなど、協会内で取組を共有し、取組の拡大を目指した。平成30年7月に開催したCS推進委員会においても、平成30年度の各所の目標の発表および共有を行った。平成30年10月の第2回CS推進委員会では進捗管理を行うとともに、お客様から好評を得た効果的な取組を共有した。</p> <p>【動物園協会】 平成29年度より、ご意見箱用の用紙・報告書様式を統一し、4園で使用を開始した。1月末までに苦情要望データベースを作成し、2月から試行を行った。 平成30年4月よりデータベースの本格的運用を開始した。4園で統一した対応をするため、新たに苦情・要望の分類の定義を作成し、それに基づいてサービスの改善・充実を図っており、情報の共有・対応の記録・次の対応に活かすというPDCAサイクルを機能させ、継続的改善に取り組んでいる。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-24 (489)	都立公園ガイドサービスの利用普及に向けた周知について	都立公園ガイドサービスは建設局が整備しているが、これを利用する公園等の現場を担うのは指定管理者であることから、両者が連携して利用者への周知を行うことが利活用の向上につながる。しかし、指定管理者である動物園協会や公園協会は建設局から利用普及に向けた施策の検討については指示をされていないことから、建設局は、都立公園ガイドサービスの利用普及に向けて、有効性等の観点から、指定管理者である動物園協会や公園協会と積極的に連携し推進する体制を構築し、サービスの利用普及に向けた周知を徹底されたい。	指定管理者と連携し、都立公園ガイドサービスの利用普及を図るため、サービス運営会議を定期的の実施した。(平成29年2月、5月、平成30年1月)	改善済
意見	7-25 (490)	動物園協会の業務・ノウハウのマニュアル化について	動物園協会では、医薬品やカルテの管理について自治体等が作成した規程やマニュアルに準拠していることから、独自の規程やマニュアルの作成がなく、恩賜上野動物園の動物病院等における現場での慣行もしくは属人的な管理となっている。規程やマニュアルが存在しないと、担当者の交代などがあつた場合に、不適切又は非効率な業務運営がなされるおそれがあり、動物園協会全体の業務に支障をきたすおそれがある。動物園協会は、網羅性の観点から規程やマニュアルが必要な業務を洗い出し整理した上で、これを規程やマニュアルとして適切に整備し活用されたい。	平成29年度末に診療簿(カルテ)記載マニュアルを作成し、運用を開始した。平成30年度は医薬品管理マニュアルを策定する。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-6 (492)	恩賜上野動物園のパンダの案内図表記について	動物園や水族館では、展示動物に関する教育普及のため、案内看板を設置しているが、恩賜上野動物園のパンダ舎前の案内看板に誤った表記があつた。案内看板やホームページの情報は、来園者にとって重要であり、教育普及活動を行う動物園協会にとって、看板の誤表記は重大なミスである。動物園協会は、案内看板設置時における原稿作成や校正作業を適切に実施するために必要なルールを整備するなど体制を構築し、これを確実に運用されたい。また、他の施設でも同様のことがありうるため、全園における案内看板の重要な表記について、記載に誤りがないか、慎重に再確認をされたい。	平成29年8月から、案内看板を作製する際には、複数の職員が必ず原稿及び制作物を確認する体制をとっている。「恩賜上野動物園環境デザイン整備計画」及び「案内・誘導サイン整備年次計画」に従い、平成29年度に設置したサイン作製時より実施している。	改善済
意見	7-26 (494)	恩賜上野動物園の案内看板の設置の見直しについて	恩賜上野動物園では、来園者から意見や感想をもらうため園内に設置した提案箱に、園内案内に對する要望が平成27年度は合計95件寄せられた。このうち、46件が「園内の表示が少なすぎて非常にわかりにくい」という意見であつた。恩賜上野動物園は、国内外の各地からの来園者も多く、初めての来園者にもわかりやすい園内案内が必要である。また、園内にあると出口の方向が分かりづらいという、来園者からの意見も多く、大規模災害等の非常時には、職員による誘導が行われるとしても混乱が生じる可能性もある。したがって、動物園協会は、来園者からの要望を重要視して、これに對するよう、早急に園内案内を適切に整備されたい。	「恩賜上野動物園環境デザイン整備計画」(平成16年3月策定、平成27年3月改定)及び「案内・誘導サイン整備年次計画」(平成16年3月策定、平成27年3月改定)に従い整備を進めている。着実に整備を進めると共に、案内誘導機能の向上と情報発信力強化のため園内サインに関するPTを新たに開催(5回開催)し、園内の整備状況に応じて、来園者に分かりやすいサインとなるよう順次改善を行っている。	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-27 (498)	公園における 土壌調査等について	<p>土壌汚染対策法では、一定規模(3,000㎡)以上の土地の改変を行う場合で、地歴調査等により汚染のおそれがあると認められる時には土壌調査の実施を求め、基準を超えた場合は措置を求めている。</p> <p>蘆花恒春園では、平成29年4月開園を目指す認可保育園建設予定地から環境基準のおよそ16.7倍にあたる「鉛およびその化合物」が検出されており、過去5年間、地歴調査により汚染のおそれがあると認められる公園で実施された土壌調査において、9公園中7公園(うち、3公園は公園予定地)で基準値を上回る有害物質が検出されている。</p> <p>これらは、現行の法令に則って、新たな公園整備や施設の改修等一定規模以上の土地改変を行うために実施した土壌調査の結果、明らかになったものである。</p> <p>過去5年間に行われた地歴調査により汚染のおそれがあると認められる公園での土壌調査で、開園している6公園中4公園で基準値を上回る有害物質が確認されていることから、建設局は、今後は、既存の都立公園についても、地歴調査等を実施し、その結果や対応を公表することの必要性を検討されたい。</p>	<p>一定規模の土地の改変を伴う公園整備の際に行ったこれまでの地歴調査結果を整理し、既存の都立公園について、地歴調査未実施の箇所を把握した。これらの未実施箇所については、子どもの遊び場の整備等が予定されている場所を優先するなど、計画的に調査を実施していく。なお、平成30年度は亀戸中央公園と砦公園を調査している。</p> <p>また土地の改変を伴う整備の際は、引き続き法令等に基づき調査を行っていく。さらに、公表についての方針を決定した。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-28 (510)	雑司ヶ谷霊園の 再生計画について	<p>平成14年12月の公園審議会答申「区部霊園の管理について」において、「区部霊園については、霊園と公園が共存した空間として再生する」という提言がなされ、これについてはできる限り早期に都民の目に見える形で提示すべきである、とされている。</p> <p>しかしながら、雑司ヶ谷霊園はこの答申から既に10年以上を経過しているにもかかわらず、他の区部霊園の再生状況を見てから検討するとの理由で、いまだに都民の目に見える形で霊園の再生計画を提示していない。</p> <p>霊園募集の応募者数や申込倍率からすれば墓所の供給数が不足していることも明らかであることから、局は早急に雑司ヶ谷霊園の再生計画を提示されたい。</p>	<p>雑司ヶ谷霊園の再生計画策定のため、平成29年度に地元区等との調整を行い、平成30年度は、基礎調査を行った。その後、基本計画を公園審議会に付議し、平成33年度に再生計画策定を行う。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-29 (512)	埋蔵施設に対する募集数の将来計画の公表について	<p>都立霊園はそれぞれの整備計画に基づいて埋蔵施設の整備を行い、複数年に分割して募集が行われている。新たに整備された埋蔵施設の中には、年度ごとの応募体数が収容可能な総体数を大幅に超過しているため絶対的に供給不足のものもあるが、年度ごとの応募体数が収容可能な総体数を大幅に下回っているものも数多くある。</p> <p>これは、埋蔵施設の安定的・継続的供給の観点から、局によって計画的に実施(計画は未公表)されているものではあるが、その計画自体は公表されていない。</p> <p>埋蔵施設の募集数は、安定的・継続的供給の観点から、どのような計画に基づいて決定されているのか、今後の募集数はどのように推移する計画なのか、という点は都立霊園に応募を検討している都民にとって重要な情報であるため、積極的に都民に対して情報公開されたい。</p>	<p>染井霊園については、平成29年度に再生計画を策定し、平成30年度に霊園利用者全員に当該計画のパンフレットを配布し、かつ管理事務所においても周知を行っている。</p> <p>他の霊園についても、中長期計画を策定し、積極的に情報公開を行う。</p> <p>なお、都立霊園に応募を検討している都民にとって、今後の貸付募集予定は重要な情報であるため、霊園ごとの合葬埋蔵施設の貸付募集予定期間を都立霊園募集の案内「申込みのしおり」に、明記した。(平成29年度募集より実施済み)</p> <p>「申込みのしおり」は、募集時期に各霊園管理事務所ほか都内区市町村に配布した。</p> <p>また、東京都公園協会ホームページにも掲載している。</p>	改善済
意見	7-30 (515)	パブリックコメントへの対応状況等の公表について	<p>「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」の答申(平成20.2.20)を得るためのパブリックコメントの中で、「都内に永住し納税義務を果たしている者で、一定期間集合墓地に応募しながら、確保できていない一定年齢以上の高齢申込者についての優先枠の設定を検討してほしい(同様意見14件)」とのコメントがある。</p> <p>建設局は、都立霊園の使用の機会の公平を確保する観点から現在のところ優先枠は設定していないが、この旨の説明は、一般に公表されていない。</p> <p>確かに、答申を得るためのパブリックコメントではあるが、一定程度の都民が関心を持って審議会に検討を求めている事項について、建設局としてもその対応状況と結論を積極的に公表することは、公園・霊園事業に対する都民の正しい理解を醸成し、議論を活発化させるために有意義なものと考えられる。</p> <p>そのため、答申を得るためのパブリックコメントについても、積極的にその対応状況及び結論を公表されたい。</p>	<p>平成28年9月から、公園審議会の資料はすべて公表しており、パブリックコメントについても、平成29年3月に行ったものから「都民意見及び対応方針」を公表している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-31 (519)	使用料・管理料滞納者に対する墓所使用許可取消とその再貸付について	<p>都立霊園において、使用料を納付しないとき、また、管理料を5年間納付しないときには、東京都霊園条例第21条に基づき、知事は使用許可取消又は原状回復等を命ずることができる。</p> <p>平成27年度については、34名に対して使用許可の取消し又は原状回復等を命じているが、適切に対応しない使用者に対しては、都が代わって原状回復を行う旨の同意書をとることが必要となり、その手続や作業には通常1~2年程度を要するため、すぐに当該墓所が再貸付に回らない。</p> <p>都立霊園全体の墓所供給不足に鑑みれば、使用許可取消等が命ぜられた場合すぐに原状回復が行われ、再貸付に回るべきであることから、建設局は、都が代わりに原状回復を行う旨の同意書の入手などの作業を可能な限り前倒して実施するとともに、使用許可取消等が命ぜられれば速やかに原状回復を経て再貸付を実行する体制を構築されたい。</p>	<p>使用許可取消後の原状回復命令の実効性については、従前から検討を重ねてきた。事前に同意を得ることについては、意図しない原状回復義務の不履行を助長してしまう可能性があることから、実行しない方向である。また、原状回復命令に応じない場合も、墓所という施設の性質上、権力的な行為はできるだけ避けた方が良いことから、使用者の同意を得ながら慎重に対応していく。</p> <p>平成30年12月末時点で、平成27年度に使用許可取消をした、34件中18件については、原状回復が図られた又はその目的がたっている状態となった。その他の元使用者については、引き続き同意が得られるよう個別に対応している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-32(522)	隣接墓所の植木・雑草の苦情処理の見直しについて	<p>多くの霊園で隣接墓所の植木・雑草についての苦情があがっているが、個人墓所の維持管理は原則として墓所使用者が実施すべきものであるため、公園協会は、平成21年度以降、チラシの配付、ポスターの掲示、新規使用予定者や承継手続で窓口での説明など継続的かつ積極的に墓所使用者へ自己管理を促す啓発活動を行っている。</p> <p>しかしながら、ここ数年、隣接墓所の樹木・雑草に関する苦情件数は各霊園で横ばいの推移であり、今までと同様の啓発活動のみでは苦情件数を減少させることは難しく、また、墓所使用者の高齢化に伴って、苦情に対応することが困難な高齢者も増えてきている。</p> <p>引き続き、個人墓所使用者への啓発活動を続けることは必要であるが、それと同時に、法的に問題のないものについては最終手段として公園協会が苦情処理対応を直接行える同意を墓所申込時など墓所使用開始の段階から得ることで、苦情件数の減少ないし早期の苦情処理を推進されたい。</p>	<p>平成29年10月に実施した新規使用予定者に係る書類審査の際に、墓所の手入れ及び樹木管理に関して注意喚起を促す案内文書を提示し、口頭で直接説明する取組を行った。</p> <p>また、各霊園におけるポスター・チラシによる啓発活動については継続実施し、区部4霊園を中心に実生木を小さなうちに除去していただくため、苗木の実物を展示した。</p> <p>平成30年10月の書類審査時においても、新規使用予定者に配布する資料を再度精査する取組を行った。</p> <p>なお、墓所内の樹木等の処理を公園協会が直接行うことについては、法的な問題も想定されるため、引き続き検証を行う。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号(頁)	事項	指摘意見の内容(要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-33(525)	青山霊園での苦情処理の見直しについて	<p>青山霊園において、「苦情処理等一覧表(平成25年度から平成27年度)」等を閲覧したところ、墓所使用者からの要望に対して、その対応が完了していないものが散見された。</p> <p>要望を伝えた墓所使用者にとっては、霊園の対応について不信感が生まれる可能性がある。</p> <p>墓所使用者からの苦情・要望に対し、真摯に対応することは、長期にわたり安定的に墓所を管理する、という都立霊園の重要な役割を果たすことにつながるから、指定管理者である公園協会は、青山霊園において苦情・要望へ対応する体制の見直しを検討されたい。併せて、苦情要望案件の定期的な棚卸しと、未解決事項へ早期に対応を行うことも検討されたい。</p>	<p>平成28年度から過去4カ年分の処理簿を再点検し、平成30年1月末までに新たに発生した苦情要望を含め、未処理案件一覧表を作成し、未処理案件が20件あることを把握した。一覧表を使用し、苦情処理を行った結果、一覧作成時に未処理であった20件のうち18件については、改善が図られ、残り2件については、引き続き対応を行い、早期解決を図っていく。</p> <p>一覧作成以降、新たに発生した案件については、未処理案件一覧表に記載し、複数の職員が処理の進捗を共有できる体制を構築し、対応している。</p>	改善済
意見	7-34(533)	瑞江葬儀所の火葬料の見直しについて	<p>瑞江葬儀所は都立の火葬場であるが、他の公営斎場はもとより、都内民間火葬場よりも高い火葬料となっている。</p> <p>都の役割として、都民に対して良質かつ低廉な行政サービスを提供することが挙げられるが、現状、民間及び他の公営斎場との比較でも低廉な行政サービスを提供できているとは言えないことから、葬儀所を利用する都民に負担させるコストの内容を精査し、火葬料を下げることを検討されたい。</p>	<p>火葬料の設定に際しては、受益者負担の考え方にに基づき、維持管理経費と利用者数等を基に原価として算定することとされており、平成30年度に改定を行った。</p> <p>今後は、施設の改修等によりコスト削減を図ることにより、火葬料の低減を目指していく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-35 (535)	収集した重要資料等の受入管理及び目録作成の必要性について	<p>東京都土木技術支援・人材育成センターでは、アーカイブ室に整理済で保管中の資料以外について、収集している重要資料等の目録が作成されておらず、また、現在のところ、これら重要書類等の入手経緯が記録されていない。</p> <p>センターの役割として、重要資料等を収集・整理し、ライブラリーとして情報提供することがあることから、センターは、アーカイブ室に整理済となっている資料以外の資料についても、その検索可能性及び情報提供力の向上を図る観点から、目録の作成を早急に実施されたい。</p> <p>また、資料の作成経緯を遡及的に検証可能とする観点から、重要等資料の入手経緯の記録も早期に実施されたい。</p>	<p>収集後に未整理の状態であった資料は全てアーカイブ室に搬入し、平成29年度中に資料整理し、入手経緯を記録した上で目録登録を完了した。</p> <p>今後収集する資料についても、入手経緯を記録した上で目録登録を行っていく。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容（要約）	措置の概要	措置状況
意見	7-36 (536)	重要資料等の不適切な保管場所の見直しについて	<p>東京都土木技術支援・人材育成センターの役割の一つとして歴史的に重要資料等を保管するという役割があるが、階段下倉庫や電気室のように重要資料等の保管場所として不適切な場所に古い紙の設計図面（勝間橋）や過去の事業に関する写真が発見された。</p> <p>センターは、重要資料等を収集するのみならず、それを適切に整理・保管して情報提供することも役割の一つであることから、これらを適切な場所で保管されたい。</p>	<p>平成28年12月に、重要資料は全て施錠のできるアーカイブ室に保管するものとし、その他の部屋にあった資料は全てアーカイブ室に移動した。</p>	改善済
意見	7-37 (537)	重要資料等の適切な現物管理の必要性について	<p>東京都土木技術支援・人材育成センターのアーカイブ室及び書庫は、建設事務所等から収集した重要資料等が保管されており、中には歴史的価値のある資料も含まれているが、施錠が行われておらず、しかも定期的な所蔵資料の所在確認も行っていない。</p> <p>重要資料等の収集・整理保管はセンターの役割の一つであることから、アーカイブ室及び書庫を施錠するとともに、定期的な所蔵資料の所在確認など適切な現物管理体制を構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブ室は資料庫と位置づけ常時施錠し閉鎖管理を実施している。 ・所蔵資料は、整理した目録を元に年1回の所在確認作業を行う。 ・都民へのアーカイブ公開の場として「センターアーカイブ展」を平成30年5月より開催している。センターの一室を常設の展示室として開庁日の10時～16時に公開している。 ・今後も、展示物の入替え期間等を除き、年間を通して展示室を公開する予定である。 	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-7 (538)	図書室蔵書の適切な貸出管理について	<p>東京都土木技術支援・人材育成センター図書室備付の図書貸出簿の記録によると、貸出期限(2週間)を超えて、3か月以上返却されていない図書が散見された。また、図書貸出簿には、図書を借りた当事者以外の者が貸出及び返却を確認している証跡がなく、センターが実際に適切な貸出管理を行っているかが不明である。</p> <p>したがって、センターは、蔵書の適切な管理の観点から、貸出期限を過ぎた図書返却の督促を適切に行うとともに、図書貸出簿にセンター側で適切な貸出返却管理を行っているという証跡を残すこととされたい。</p>	<p>四半期毎(6、9、12、3月末)に貸出簿上で未返却となっている図書については、書籍の所在確認を実施している。また貸出簿の備考欄に、貸出者へ督促を行った際に確認をした内容を記載している。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
指摘	7-8 (540)	長期間使用されていない物品の廃棄の必要性について	<p>東京都土木技術支援・人材育成センター1階コンクリート実験室、計測室及び化学実験室に、既に使用されていない物品が保管されていた。</p> <p>物品の廃棄処分にはコストがかかるため、ある程度不要物品がまとまってから処分したい、とのセンターの意向ではあるが、本来有効活用されるべきセンターのスペースが不要物品の保管場所となり有効活用されていない点で問題がある。</p> <p>したがって、センターは、不要物品を早期に処分し、その空きスペースを有効活用されたい。</p>	<p>平成29年度に不用物品を処分し、平成30年度はそれにより生まれた空きスペースの有効活用を図るため、室内の改装工事と実物モデルの設置を行った。</p>	改善済
指摘	7-9 (540)	保存年限を経過した文書の取扱いについて	<p>東京都土木技術支援・人材育成センターは、東京都文書管理規則第48条第2項の規定による承認を受けることなく、2階文書倉庫に保存年限を経過した文書を段ボールに入れたまま保管していることから、長期保存する必要がない文書は早急に廃棄されたい。</p>	<p>平成29年3月に廃棄済みである。</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-38 (545)	建設局職員研修所とセンター研修室との集約・有効活用について	<p>建設局には、職員研修所及び東京都土木技術支援・人材育成センター研修室の2つの研修施設があり、役割が異なる。</p> <p>前者は建設局の中核となる研修施設と位置付けられ、主に一般的な研修が実施されている。後者はセンターの物的・人的施設を活用した技術研修が実施されている。</p> <p>しかしながら、技術研修をセンターで実施する必要性は理解できるが、職員研修所で実施されている一般的な研修は特別な設備が必要でないことから、センター研修室で代替できる可能性があり、また、平成27年度の稼働率がいずれも低いこと、また両施設の収容可能人数の観点からも両施設を統合することが効率的である。</p> <p>加えて、職員研修所をセンター研修室に統合すれば、施設の維持管理費の削減も可能となるとともに、現在の職員研修所が利便性の高い場所にあるという特性を活かし、この施設を他の用途、すなわち全庁的に優先度・重要度の高い他の用途に転用し活用しう。</p> <p>したがって、建設局は、施設活用の有効性・効率性の観点から、現在の職員研修所機能をセンター研修室へ集約するとともに、現在の職員研修所を他の用途に転用し活用する方向で検討されたい。</p>	<p>1 他用途による施設のニーズ調査を行い、「建設局職員研修所・利活用検討会」(平成29年度に5回開催)において研修所の転用、活用方法等について検討を行った。</p> <p>2 検討結果 築約40年と施設が古く、構造や機能性等の理由から他用途への転用ニーズを確認できなかったことを踏まえ、下記のとおり取組んでいく。 (1) 引き続き、施設の活用ニーズの掘り起こしを継続すると共に、現時点での活用ニーズに応じていく。 (2) 施設の有効性・効率性の観点から、将来の建替時を目標にセンターとの統合検討を継続していく。</p> <p>3 他用途への活用 局研修会場として限定的に利用するのではなく、局事業のサブ拠点として有効的に活用するほか、全庁的なニーズに応えるため、下記の通り優先度・重要度の高い他の用途に活用する。 (1) サテライトオフィス(働き方改革におけるテレワーク・業務打ち合わせ・各種会議等)や他局研修会場として全庁的に活用 (2) 局事業における用地折衝や地域住民説明会会場等として活用 (3) その他、ニーズに応じて適宜活用</p>	改善済

平成28年度包括外部監査 建設局の事業に関する事務の執行について

区分	番号 (頁)	事項	指摘意見の内容 (要約)	措置の概要	措置状況
意見	7-39 (546)	センター執務室スペースの有効活用について	<p>センター職員の執務室は、センター2階に面積245㎡、3階に面積312㎡の部屋がある。この面積は旧芝浦庁舎からの移転時の職員数54名や施設規模を勘案して設定されているが、現在の職員数は36名(平成27年度)であり、試験研究部門の廃止等により移転時の職員数の3分の2に減少している。</p> <p>現在の執務室は職員数に比して余裕のあるスペースであることから、センターは人数に応じて縮小するとともに、その結果生じる余剰スペースを他の有効な用途、例えば、今後増えるであろう重要資料等の保管・公開スペースとしてアーカイブ室や資料室の拡充などに活用をされたい。</p>	<p>平成29年8月に「庁舎利活用検討会」において検討を行い、アーカイブ展示室の拡充により庁舎の利活用を図ることとした。これを受け、平成29年度に3階執務室312㎡のうち51㎡をアーカイブ展示室に改修し、平成30年5月から一般開放を実施した。 今後もアーカイブ資料の入れ替えを行い、引き続き一般開放を行っていく。</p>	改善済

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 一三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001